

平成 28 年度
第 5 回京都市歴史的景観の保全に関する検討会
議事録

- 1 日 時 平成 29 年 3 月 24 日（金） 午前 10 時から正午まで
- 2 場 所 職員会館かもがわ 2 階 大会議室
- 3 委 員：板谷直子委員，井上和子委員，大庭哲治委員，清水重敦委員，津田純一委員，
長澤香静委員，中嶋茂博委員，深町加津枝委員，前野芳子委員，
宗田好史副座長，門内輝行座長
事務局：松田都市計画局建築技術・景観担当局長，杉浦都市計画局都市景観部長，
山本景観政策課長，小山田風致保全課長，
上原景観政策課歴史的景観保全担当課長，
小嶋景観政策課都市デザイン担当課長，香水景観政策課歴史的景観保全係長
- 4 次 第
（1）開会

（2）議題
「歴史的景観の保全に関する具体的施策（素案）」について

（3）閉会
- 5 公開情報 報道関係 3 社

1 開会

ア 検討会の公開について報告

2 議題

「歴史的景観の保全に関する具体的施策（素案）」について

ア 配付資料「1 歴史的景観の保全に関する具体的施策（素案）：冊子」「2 歴史的景観の保全に関する具体的施策（素案）の構成」「3 61エリアの寺社等における具体的施策（素案）対応一覧表」「4 京都市眺望景観創生条例の進化・充実」、参考資料「1 景観デザインレビューの対象区域【イメージ図】」「2 歴史的資産周辺プロファイル【イメージ図】」の内容を説明（京都市）

イ 案件について下記のとおり質疑応答

座長： 3年前に調査から始まって、特に今年度は寺社の方々にもお入りいただき、検討会のメンバーを拡張して議論した結果として、様々な施策のアウトラインが提示されています。ただいまの説明に関して何かご意見・ご質問等はございますか。

委員： 大変丁寧な説明で体系がよく分かりました。その体系があることを十分理解した上なので、決して矮小化しようと思っているわけではありませんが、具体的にどういふことが変わるのでしょうか。

京都市は主に景観行政を景観政策課で取り組んでいて、寺社周辺で建築行為を行う事業者の方は京都市がこういう方針を持っていることを十分認識した上で建築行為にかかってくる。だからマンション・建売業者・ハウスメーカー等事業者の仕事がしやすくなる一方で時間がかかることになることはあると思います。そのことは大変結構だし、実際そう進んでいくこともあるし、その先に景観デザインレビュー制度があるという道筋もできました。それはいいのですが、市民と事業者の方の視点に立って、この政策が実行された場合にどういふアクションが出てくるかということをご説明いただけますでしょうか。

事務局： 事業者の方には、今までもその地域の規制等はお示ししていましたが、それに加えてもっときめ細やかな地域の特徴、歴史・文化等についても事前にお伝えすることができるので、それを生かした建築行為につなげていただけるようになると思います。景観情報共有システムには全市的な情報を掲載し、参考となる情報を共有できる環境を作っていきたいと思っています。景観デザインレビュー制度は、確かに期間はかかりますが、第三者の方にも色々なご意見・アドバイス等をいただきながら、資料を読み解いて形にすることで、より深い検討を進められると思います。期間はきちんと決めておいて、その期間の間にしっかり手続きをしていただくということで運用していきたいと思っています。

地域の方については、我々行政が発信する以上の情報を共有したいとか、それ

を生かしたまちづくりを進めたいというような要望があれば、それに対するお手伝い・支援等をさせていただきたいし、寺社等に限らず社家や町家など関連の深い歴史的資産についても、ご相談があれば積極的に支援することを進めていきたいと思っています。

委員： 一般的に、一市民が住宅を建てる場合や、土地所有者がマンションを建てる場合、寺社が境内にマンション建てる場合も、施主が直に建築行為に携わるわけではなく、設計事務所・工務店、あるいはゼネコン・建設会社が携わり、施主である住民・寺社はそこに一任します。設計事務所等が市と協議をし、景観指導を受けることになっている。これはとても優れた制度です。イタリアやフランス等諸外国では、政府によって文化財建造物の周辺にも規制をかけ、文化財を担う部署と一緒に担います。日本の文化財保護法にその周辺に関する規定があるかないかについては議論が分かれていて、現行の文化財保護法でもその周辺に関する一定の規制はできるのではないかという意見もありますが、現実にはやっていません。京都市は国内でも有数の文化財建造物・史跡等が集積する都市ですから、都市計画部署の方が都市計画の手法を使って周辺に関する規制をしています。そういう意味では画期的で、然るべき法律が及ばないところを市の条例等でやってくださることは大変結構ですし、ようやくここまで来たかという感じがします。

もう1点は、市民の立場に立って歴史的風致を活性化・活用するという視点。これは歴まち法の1つの事例ですが、第一種低層住居専用地域の中にある歴史的風致形成建造物が民芸店、伝統料理店等の店舗を営む場合、第一種低層住居専用の面積規制を超えてもっと積極的に使えるという制度があります。町家を使ってお店にすることは非常に盛んに行われていますが、実は伝統料理や伝統工芸はあまりなくて、イタリアンとかフレンチといった伝統工芸とは程遠いお洒落な店が多い。とは言え、そういうものをイメージしているということでしょうか。歴まち法で示された以上のこと、つまり規制を緩めることをお考えですか。

事務局： 地域の将来像と調和した形で、地域の方からどんなものを誘導したいとか、どういうことをしたいか等をお伺いしないといけないと思いますが、今のところは特別用途地区や歴まち法の地区計画を使う想定です。何が歴史的風致を備えている用途として見なされるかについては、もう少し協議が必要かと思います。

座長： 委員から非常に本質的な質問ができました。資料2には、柱1・2・3にそれぞれ取組方針・具体的施策・改正する条例がまとめられていて全体がよく見える。1つ1つの施策を重ね合わせた時に、例えば景観デザインレビュー制度は、眺望景観創生条例の枠組みの中で制度設計されているので、まちづくり全体に関わるレビューまでは制度上はいかないわけですね。他にも擁壁等色々問題があるわけですが、これらの問題に対して、ここに示されている様々な施策をどう組み合わせるのか、という点が問われます。具体的にある寺

社の周辺エリアを含めた景観を保全しようとする、施策メニューを組み合わせ
て活用していくことが必要になると思います。つまり、制度設計としてはそれで
いいとしても、これらを組み合わせで総合的に展開していく主体やエンジンをど
うするのかというのが質問の趣旨だと思います。ケーススタディをしてみると良
いと思います。今後、それぞれの施策を制度に落とししていくわけですが、その時
にバラバラにならないように組み合わせていくという視点が必要かと思ひます。

委員： 私の理解では、資料3がもう1つのミソです。61エリアと書いてありますが、
視点場を主に世界遺産等の周辺から表中の黄色・緑色に塗ってある寺社に拡大し
ていて、歴史的景観を寺社を中心に考えているという本質はあると思ひます。

委員： 規制だけではできない、価値を共有してやっていくということは非常に良いと
思ひますが、実際に現場で色んな運営に当たる時は、京都市のスタッフはその地
域の自然・文化財等寺社周辺の価値について、相当の知識と色んな視点を兼ね備
えて事業者と向き合わないといけないですね。今までも色んな蓄積の中でやって
こられたと思ひますが、いざそういう事業が行われる時に担当者個人の力量で差
が出るのではなく、仕組みとして行えることが必要です。今のやり方では足りな
かったところを新しく足していくわけですから、そこがどう担保されるのかなと
いうのが気になるどころです。

もう1つは樹木についてです。保存樹に対して積極的に樹木医を派遣するとい
うことが今回新しく明示されましたが、今まで議論していた景観重要樹木につ
いてはほとんど言及されていないように感じました。保存樹自体でできることと、
景観重要建造物とセットになった景観重要樹木でできることは視点の対象が違
うと思ひます。例えば指定した建造物の敷地に立派なアカマツがあっても、今ま
では樹木や庭は入らず建物だけでしたが、それをセットで指定することも充実さ
せてほしい。また、保存樹は道沿い・川沿い・寺社の中に多いですが、並木道・
生垣等にも非常に立派なものがあります。そういう総合的な緑のあり方を大事に
していくに当たって、今回のもので十分かという正直疑問です。

京都市もかなりの予算を確保して街路樹や庭園の管理等色んな形で支援して
いると思ひますが、個人の所有であっても公の景観に非常に貢献している部分
があるにも関わらず樹木医の派遣が支援の中心となると、あまり積極的に保存樹や
景観重要樹木にしたいと思う人が増えないような気がしたので、もう少し積極
的な支援が目に見えるようになるといいと感じました。

事務局： 組織的に総合力をどう高めていくかについては、今回の取組をきっかけに情報
の蓄積を進めていけると思ひます。景観デザインレビュー制度についてそこで蓄
積された情報を事業者・市民にお示すと共に、組織内部での貴重な情報とし
て共有しながら、それを基に指導・誘導していきたいと思ひます。

景観重要樹木については関係課とも協議中です。どういうものを指定していく

かという指標がなかなか決まらない中で、今回の取組をきっかけに景観重要建造物とセットの指定を積極的に進めていきたいと思っています。その上でのメリットとか積極的な支援についてはまだ踏み込みきれていないのですが、保存樹がもし枯れる等の事故を想定した保険の補てんなどの検討を進めていきたいと思っています。

座長： 資料3で指定されたエリアに対して歴史的資産周辺プロファイルができ、そのプロファイルを見るだけでも色々な情報が共有されていく。何かの案件が出てくると、それに対して景観デザインレビューをやってみようとか、ここに載っている施策を具体的なエリアの中の景観保全につながるように組み合わせを使っていくことになる。保存樹もその中で議論されていくと、それを保存することが保存樹を含む景観にとってすごくクリティカルになるといった形で活用していくことになると思います。

委員： 色々な施策が構造化されて、とても成果が出そうだなと思いました。

歴史的資産周辺プロファイルについては、プロファイルが作られて各地域の景観特性が具体的に示されていることは、全体を統合する上で非常に大きなものになっていると思いますが、文化財や都市史・建築史をしている立場で改めて見直すと、失礼ながら表面的で浅いと思います。

平成26年から「地域のまとまりとは何か」ということをずっと言ってきました。参考資料2の相国寺5ページ目に「地形図の変遷」とありますが、明治23年からなので、相国寺が元々どういう大きさだったのかが分からないし、この土地で何かを建てる時にここは何だったのかも分からない。少なくとも明治維新以前の図が無いと分かるわけがない。ずっと言っているのですが追加されていないのはつまり、地域のまとまりをまともに考えようという気がないという風に私には思えます。これが追加されないことに対してずっと不満を持っていたのですが、最後に至っても追加されていないのは一体どういう意味なのか、改めてお聞きしたいと思います。これについては文化財部局の方で文化的景観の調査を進めています。協力体制を組んでプロファイルにその情報を追加することも可能かと思しますので、協力体制をもっと深めていただきたいと思います。

座長： 非常に大事なことだと思います。プロファイルを作る時のアドバイザーに委員をぜひ加えてください。

委員： 質問とコメントをさせていただきます。資料2「具体的施策」の中の「新規」に関してですが、まず景観デザインレビュー制度の創設は非常に結構なことだと思います。景観デザインレビューの対象行為の図を見ると、ほぼ全ての新設行為がデザインレビューの対象になっているように思いますが、取り壊すなどの非建築行為は入ってこないですね。例えば、取り壊したことによって景観上良くないものが見えてしまうケースはレビューの対象行為に入っていないのではない

かと思いますが、その点はどうかカバーされるのでしょうか。また、現在の景観に対するレビューはされないのでしょうか。京都市は無電柱化の取組を進めていますが、こうしたものは、新設しない限りレビューされないのではないかと思いますので、どうかカバーしたら入るか考えておられるかをお聞きしたいと思います。

次に、プロフィールやGISシステムも結構なことだと思いますが、使い手のことを考えて作らないとあまり意味のないものになってしまうと思います。このプロフィールはあくまでイメージの段階で、今後検討されると思いますが、どういう情報を盛り込むかということと共に、どう見せるかということも大事かと思えます。

GISに関しては、オープンデータ化の流れの中で色々なデータをオープンにされていますが、特に都市計画とか土地利用等に関するデータはあまりないので、そういうものをどんどん公開していただくと我々研究者にとっても研究しやすくなりますし、教育とか民間サービスにもつながっていく可能性があると思います。特に観光に関するオープンデータは民間がアプリを作って便利にしていく取組をしていますので、色々なデータを使いやすく提供していただくことをご検討いただければと思います。

座長： 2点質問がありました。デザインレビューの対象として新設だけではなく、景観の変化は「取り壊す」、「何もしないままにしておく」など色々あります。その辺りはどうですか。

事務局： 伝統的な建物がその町を特徴づけているということがありますので、その中で特に町家については別部署が条例化の検討をしています。もし町家を解体される時は早めに京都市にお届けいただいて、できるだけ残すような手立て・支援を行っていくということも併せて進めていきたいと思っています。

寺社の境内地の中で何か改変されるとか取り壊されるということについても、専門家派遣等の普段のつながりの中で早めに情報を把握して、必要なものをうまく残して活用するお手伝いをしたいと思っています。これらは景観デザインレビュー制度の対象に限らず、他の施策によって良いものを残していただく手立てを進めていきたいと考えています。

電線・電柱については、各所から建物より先に着手すべきだろうというご意見を頂戴しています。今回、道路内の工作物等もできるだけ景観デザインレビューの対象にしようと思っています。建物を建てる時に「この電柱・電線がなかったらいいのに」というような情報も合わせてお伺いして、せつかく町並みを整えていただける場所なので、建設部局等とも連携しながらできるだけ対応したいと思っています。

座長： 非建築行為についての指摘は大事なことで、これから制度の作り込みに取り掛かると思えます。オーストラリアではガス会社の大きなビルを大議論の末撤去し

たら都市全体の景観がすごく良くなったという例もあります。景観の変化というのは必ずしも新設だけではなく、今あるものを取り除くと景観がすごく良くなるということもあるので、デザインレビューの対象を少し拡大して考えていただくのがいいのかなと思いました。

最近ではネット上でウィキペディア等色々な所に情報が自由に書き込まれていますが、今回提案されているプロフィールの場合、情報の質が大変問われると思います。非常に良い情報がストックされていくとステータスが高くなっていくし、その辺にある適当な観光情報がただ書き込まれているだけだとそんなものかということになるので、プロフィールの情報のクオリティ管理が非常に大事だと思います。いかがでしょうか。

委員： 「地域のまとまりを捉える」とのご意見はとても重要ですが、京都はフィレンツェやローマ等の町の都市史と比べるとずいぶん違うところがあります。例えばフィレンツェはローマン・タウンからその後のルネッサンス、バロックの都市まで綺麗に積層性が分かります。ローマは縮小しているのでフィレンツェより複雑な状況があります。それぞれの都市・地区ごとにストックされているものの違いが考古学的にきちんと分かっているし、実際そこに建っている建築を分析してみると、タイポロジーからもテクスチャーからも建物が秘めている、ストックされている二千数百年の歴史が見えます。

京都の場合、研究のストックは意外と少ないです。下鴨・上賀茂は昔村だった所があるので江戸時代くらいからスタートします。室町や新町の界隈、二条城周辺、御所周辺、相国寺、清水寺、建仁寺、それぞれの地区ごとに積層しているものが異なり、そこに京都の歴史がある。江戸時代の絵図等根拠となる考古学的な成果があるなど、京都の都市史全体の体系をどこかできちんと分かるようにしないといけないと思います。景観まちづくりセンターでまちづくり史の取組をしていますが、近代の研究者が多いのでどうしても近代が中心になってしまふ。近世・中世・平安時代の辺りをもう一度丁寧に見ていくことが、今後大きな作業として、それこそ学会を巻き込んで必要になってくると思います。

今回は特に寺社に焦点を絞って、そこに世界遺産に登録されたあるいはこれから登録すべき寺社があって、その周辺に関して1つずつ解いていこうということですよ。その1つずつ解いていくやり方と、京都市全部を大きな都市史の枠組みの中で研究しようということの間にはまだ隔絶した部分があると思いますが、今後それをどう埋めていくかを含めて先生方のご協力が必要だと思います。

座長： プロファイルの情報も、確実なものもあれば曖昧なものもあり、色んな質のものがあると思います。確実なものだけ掲載すると非常に少ない情報量になるかもしれない。C.アレグザンダーのパターン・ランゲージでは、確かな情報には星印を4つ付け、不確かなものは2つといったように情報の「確信度」も合わせて提

供しています。そういう情報提供の仕方も考えていく必要があるかなと思いました。

委員： 今まで長きにわたって議論してきたことがこのようにきちんとまとめられて素晴らしいと思います。景観デザインレビューについて、資料1の25ページに模式図が示されていますが、これは非常に分かりやすいと思います。

参道を加えたことがミソだと思いますが、「参道等」のBエリアをずっと見ていくと、道路内工作物等に新設と書かれていますが、道路内の行為は工作物だけではなく、参道の樹木の復元等もあります。最近経験したことですが、樹木を植樹しようとしたら、地中は無電柱化の設備が入っていてできないという事例がありました。そのように、景観という視点で行おうとすることと都市計画で行おうとするものが必ずしも合致しない場合があります。特に歴史的景観については配慮してもらわないといけないので、先にやった者勝ちにならないような運用の仕方が必要だと思います。先に「ここはこういう場所だ」と行政にも言うておける方法としては、プロファイルの中に将来像のようなものも加えて、他の部局も「この価値を守るためには具体的にこうしなければいけない」ということを想像できるような何かを入れておくことが必要ではないかと思いました。

また、対象エリアの模式図ですが、参道の周辺部Dの切れ方がおかしいのではないかと思います。参道の先端部にも何か被らせる部分がこないといけないのではないかと思います。

境内地Aも他と同様に、新築・増築については目を配れるようにするということがありますが、境内に周辺区域と同じようなやり方をダイレクトに当てはめるのは少し乱暴な感じがします。境内についてはやはり神社庁・仏教会のご意見も聞いて、どう反映されればいいのかは分かりませんが、他とは違う工夫も入れておかないと将来辛いことになるのではないかと思います。

座長： 25ページの図の参道Bは公共空間で、参道周辺部Dは私有空間なので、公共空間は公共でコントロールしていくから囲っていないのかなと思ったのですが。

委員： A・B・Cは全部境内地だと思うので、この括りはおかしいと思います。神社は何が建てる際には全て承認が必要ですが、神社庁が承認して京都市がダメというのは困りますよね。その辺が気になります。

事務局： 実例は参考資料1にあります。今ご指摘のあった通り、参道Bは寺社がお持ちの土地です。Cは敷地に面する所で私有地を想定しています。例えば下鴨神社の場合は、縦に延びる道の一部も下鴨神社が持っておられる所もあり…

委員： 今マンションが建っている前は、形態は道路になっていますが、神社の土地です。そして、社家町の前の道路は京都市の所有ですよね。そのことをここではBと言っているのですか。

事務局： はい。神社の敷地内についても事前にご相談いただけたらと思っています。

座 長： 所有の問題と形態の問題がずれるところがあるのですね。

事務局： そうですね。

委 員： 下鴨神社の場合、神社の土地に視点場としての赤い線はあるのですか。御蔭通は神社のものではないでしょう。御蔭通以南の道そのものは神社のものではないですよね。道に面した土地を神社が持っているのは確かですが、道は違いますよね。

事務局： 道も下鴨神社が持っておられます。

座 長： それを境内と呼ぶか参道と呼ぶかという問題がある。

委 員： ケースバイケースでそこが難しいところですよ。ただ一般的にはこの御蔭通より北では境内になっている所にも長い参道があると我々は理解しています。

座 長： 実際に条例ができる、条例に図が添付されますよね。今は一旦こういう形ですが、必ず条例の中に図として具体的に入ってくるので、各寺社や周辺地域を丁寧に調べて見ていかないといけないと思います。

委 員： 寺社の境内は私有地なのか公有地なのか。寺社は法人格をお持ちなので、一般の個人の土地とはもちろん違うと思いますが、かといって公有地でもない。下鴨神社のマンション問題を議論している時に非常に強く印象に残ったのは、周辺住民があそこをほぼ公有地のように思い、神社の官司があの中に何を建てるか決めることに関して自分達も発言権があるように思っていることです。神社の外にまず氏子総代と氏子がいて、さらにその外側に一般住民がいるわけです。氏子でない人の中には、「神社のことだ」と一歩引いた気持ちを持っている方と、全く持っていない方がいる。後者は世界遺産になったから皆の物だと思っているのです。これはどこかで一度きちんと議論しておくべきだと思いますが、非常にデリケートな問題で、確かに文化財や世界遺産には国民共有・世界人類共有としての側面があります。たまたまその土地の所有者が持っている財産権としての建物や土地に文化的価値がある場合、その文化的価値は土地や建物に帰属はしますが、文化的価値そのものまで個人が所有していいのかという問題が出てきます。そこは「国民共有の」という部分で整備した方がいいと思いますが、文化財保護法等の行政権限が及ぶ部分があります。そこに信仰の問題が出てきます。信仰を尊重するというのも基本的人権の非常に重要な部分なので、信仰を脅かすようなことは決してあってはならない。これも文化に並ぶあるいは文化以上に重要な側面ですから、宗教行為が行われている場所でありこれからも続いていく場所として配慮も必要になってくる。景観や文化財保護法の問題だけで解けない問題があるので、プロファイルにどう書くか、どう取り扱うかについては今後末永い議論が必要です。この部分を丁寧に議論しないと京都の文化財は守れないということがよく分かりました。

座 長： それを詳細にしていくといつまでも絵が描けないので、ざっくりと描いてから

具体的にどうするかについての協議やこの図の価値付け・意味付けをきちんとしていけないといけない。エリアの指定も個別の事由が色々出てくるので、それも加味できる形の指定の仕方にしないと、あまり厳密にしてしまうと作成が難しくなると思います。

この辺をきちんと議論していくには制度の作り込みが必要です。例えばデザインレビュー制度を導入した時に、どこまで公開でやってどこまでを非公開でやるのかによって意見の出し方が随分違ってくる。文化財、宗教問題等の特殊事情をどう考えるのかとか、その辺りを丁寧に議論できる仕組みを組み込んでおかないと、最初に描いた絵で全部決まってしまうと困るので、上手く作り込んでいただく必要があると思います。

委員： 今まで京都の景観をこういう形で検討されてきたことはあまりなかったと思います。的を絞って検討されてきた中で多くの課題も抽出されただろうし、それに対する施策も打たれていると思います。今の段階では非常に良いものが出てきているのではないかと思います。

景観を語る時は、地域との関わり、寺社の氏子・檀家との関わり、景観デザインレビューをする時の色んなデータのあり方等が今後きめ細かく検討される必要があると思います。人力だけで色んなデータを整理するのは大変難しいです。私も観光に関するオープンデータの協議会等を主催していますが、どのデータをどう使ってどんな新しいアイデアを作っていくかということは大変難しいし、このニーズに対してどういうデータが役に立つのかということも非常に分かりにくいのが現状です。しかも国、地方自治体、あるいはもっと小さな市・区レベルで持っているデータがありますので、それを全体的に見渡すことは非常に難しい気がします。

また、こうして上から順番に非常にきめ細かく決めていくのは物の順序かと思いますが、近景デザイン保全区域が各主要地域の周囲500mだとすると京都市の多くの部分に関わってきます。私がよく聞くのは、家を建て替えたり、建物が解体されたりする時に起こる問題は単に景観が変わるだけではなく、そこでお祀りしていた地蔵がなくなるとか、地蔵盆を行っていた場所がなくなることです。よそから観光に来た人が「何故こんなあちこちに地蔵が飾ってあるのか」と聞かれますが、よその町なら、これだけの地蔵があれば石仏群として残す施策が打たれると思います。地蔵が個人の土地・寺の一角・墓地の一角等色んな所にあるのは、住民が支えてきた町衆文化が根っこにあるからです。寺を大事にする、神社を崇敬する根っこには、子どもの頃から地蔵の周りに集まって何か大きな力に頼りながら自分達の成長を願うという文化があるから、景観を大事にするという京都市民のコンセンサスが作りやすい。単に「大事だから残そう」と言っても一般の人はそんなことが自分達にできるのかと思うのですが、子どもの頃から無

意識のうちにそういうものを大事にしようという心が醸成されているところが京都の町衆文化の素晴らしいところだと思います。各町内にある地蔵の居場所がなくなるのは大変な問題ですが、これは宗教なのか何なのか、地蔵の所有者は一体誰なのか。下鴨神社の近所の人達が自分達の問題だと思って口を出せると思っているのと同じようになっています。最後はそこまで考えないといけないかなという、底辺があつてのこの案だと認識しておきたいと思います。

委員： 役人の方々が歴史都市に住まいする行政職員だという意識を持ってまちづくりに臨むという意味では、今回の取組は一步進んだという認識を持っています。また、地域住民と一緒に考えてこの景観を守るという話がありましたが、その基本となるのはやはり、先ほどの「地域のまとまりとは何か」をきちんとおさえながら共に歩むのと、おさえないで歩むのとでは大違いだと思っています。

等持院の背景に立命館大学がそそり立っているし、大聖寺横の同志社大学の寒梅館も相当な圧迫感があります。同志社大学は数年前に相国寺と話し合つて、新しい建物を建てる時はお互いに話し合つて引く時は引く努力も当事者同士でされていますが、寒梅館は建てられました。仏教会でも、何十年もかけて樹木で隠してきたものがある日突然隣にその努力が及ばない建物が建ってしまう、何とかならないかという話は随分受けます。そういう意味では今回の皆様の取組は、歴史都市として踏み出した大きな部分だと認識しています。

ただ、境内地に対する考え方についてはもう少し深くきめ細かく話をしていきたいです。明治以降、寺は境内地の一部に、学校、老人ホーム、幼稚園等を建て、運営しながら信仰の場を大切に、公共にも寄与してきました。そうして地域と深く歩んできた寺の歴史もあります。現在、境内地に建っている建物も様々に変容してきていますが、純粋に宗教的な施設が建つ場合もあります。そういう参道も含めた宗教空間にまで行政から規制を受けるのはいかがなものかという懸念を、色んなお寺からお聞きしています。その部分については今後も議論を深めていただけると有難いです。

座長： 難しい問題があるというよりも、そういうことが議論できる材料がある都市ですよね。難しいけれどもきめ細かく歴史まで掘り起こして話ができる機会だという風に考えて、議論を深めてやっていくというお話だったかと思います。

委員： こうやって今の時代の人達が仏教会と神社庁の話を聞いていただいてこの結論に達していますが、20年後30年後にこの条例だけが残ることのないように、我々の思いを後世に、役所の人にも伝えていただきたいと思います。今も20年、40年前の法律でこれはできない、あれはできないということが沢山あります。ただ、10年、30年後の神社界がどうなっているかも分からないので、それもきちんと議論できる場を設けていただきたいと思います。

座長： デザインレビュー制度に関しては制約というより話し合いの場になります。

色々議論をしていけるような、対話の仕組みをきちんと考えていただければと思います。

委員： もう一つ、認定道路についても深く議論する場があれば良いと思います。寺も神社も静寂な空間を保ちたいのですが、南禅寺も相国寺も門が閉められない状況です。規則上そうしないといけないのですが、認定道路にした経緯・経過をもう一度検証したいと思います。

委員： 今までは「〇〇禁止」「高さ制限」など、モノで測れるような制限によってこれ以上酷くならないようにしようという施策が主だった印象がありますが、それから考えると、景観とそれを支えてきた文化というものを一体的に考えてもっと守り伝えようとか、地域の住民等色んな方を巻き込んで新しい景観を考えていける土壌を養成する取組まで視点や考え方が広がってきていて、かなり画期的な素晴らしいものが出来上がっていくのだらうなと感じました。

ただ、やはり「守ろう」という意識が全面に出て、「成長させる」あるいはその時代にマッチさせていく「改善」という視点が後ろの方に消えてしまうと、何が何でもこうでないといけないという制約になって、結局は「博物館」になってしまう。そうならないために皆で話し合っただけでコンセンサスを得て、何かエンジンを入れる取組が始まりつつあるのかなと思います。

こういう話を聞くといつも、明治の疏水開削や路面電車開通のような画期的なことがもし起こった時に、景観とどういう風にマッチングするのかかなと思います。でも、そういう革新的なことに取り組まないで経済も京都市も発展しないので、どういうコンセンサスでそれをマッチングさせるのかについても考えておいてもらわないといけない。新しいものを建てるという時に、「誰ができないと言っているのか分からないけど何かできなさそう」というようなことがよく起こっているように見聞きします。

だったら、このプロファイルに、景観の情報に加えて、例えば公共の下水・電気・ガスの将来ビジョン、あるいは地域で大事に育てられている行事や地域住民の方の思い等の情報が蓄積されれば、規制の積み重ねで何もできないということにならない発展的な状況をつくれると思います。

今でも、この看板だけは下ろしてとか、この色は使わないでとか、規制できることはあると思います。大抵は建物に関わることだから、100年後に自然消滅するのを待つような施策を取らざるを得ない話はよく聞きますが、それでもできることはやっていただきたいと思います。そういう意味では、むしろその辺も見せてもらった方が動きやすい場面もあると感じました。

座長： デザインレビュー制度では、作ってはいけない・作らないという方向だけでなく、例えばパリのルーブル美術館のガラスのピラミッドのように、伝統的なものを壊さないで、それと現代の新しい創造とが相互に活かし合うようなクリエイシ

ョンもあってもいいのかなと思いました。本当の意味でのデザインレビューというのはそれも含めてあるわけですよね。

委員： デザインレビュー制度について、これがどういう風に運営されて、今とどう変わってくるのかなという視点で資料を見ていたのですが、事業者に結果的に規制だけが増えるという風に思われぬように、積み重ねられてきた歴史の中で守っていくべきことを共有することが必要で、プロファイルをどういう風に使うかが一番重要かなと思います。

資料3の上の段の緑の箇所に○がついていますが、それ以外のエリアはプロファイルとしては作成しないということなのかをお聞きしたいです。

事務局： プロファイルの作成は、この近景デザイン保全区域で景観デザインレビューの対象にする所から始めます。その他については景観情報共有システムに掲載して、平成26年度から調べた61地区の寺社や周りの特徴をできるだけ掲載していきたいと思っています。

委員： 景観情報共有システムというのは、この資料のどこかに掲載されているのですか。

事務局： 今まで「プラットフォーム」と言っていたGISシステムのことですが、資料1の36ページにまとめています。下半分は地図のイメージを載せていますが、資産についての歴史・由緒等も積極的に紹介していきたいと思っています。

座長： 何人かからご意見がありましたが、これから制度の作り込みに入る時にきめ細かい配慮をしなければならない。特に寺社とその周辺についてはきめ細かい配慮が必要ということもありますが、最初の大きな問題は、歴史的景観の保全で何を保全するのか、何が重要な歴史的価値なのかという大元の議論があって、それを守るためにこれらの細かい施策を組み合わせるって使うということ。これが今までと違うのは、具体的な場所が指定されているため当事者がいるわけです。その当事者が具体的にいる中できちんと対話をして作り込んでいく。デザインレビューは一般的な規則を適用していくやり方ではなく、特定の場所の意味・価値を、当事者も包み込みながらやっていくという新しいタイプのやり方だと思います。京都のここにしかない唯一無二のものを大切にしていこうという全く新しい景観政策の進化の形だと思いますので、これからまたしっかり作り込みをしていただきたいと思います。

この検討会はこれで終わりますが、実際の施策の体系を作っていくのはこれからですし、また検討会のメンバーには色々ご協力をいただくような形になるかと思っています。

今日も色々議論が出てきました。事務局におかれましては今日出てきたご指摘・ご意見等を参考にして、良い制度設計をしていただければと思います。また、途中で出来上がったものを、委員に送っていただいて、共有できるようにしてい

ただければと思います。これができれば、おそらく日本の中でも非常に画期的な景観政策、今までになかった新しい局面に踏み込んだ形になるのではないかと思っています。

それでは議事の進行を事務局にお返しいたします。

事務局： 名簿の間違いもあり大変申し訳ございませんでした。本日頂戴したご意見をしっかりと盛り込んで、きちんとしたものに直して、委員の先生方にも都度ご確認いただきながら、具体的施策の素案を固めていきたいと思っております。ありがとうございます。

司 会： 門内座長、議事の進行どうもありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては長時間にわたりご審議いただき、貴重なご意見等を頂戴し、ありがとうございます。資料の中で記載に誤りがありましたことを深くお詫び申し上げます。改めて精査した上で整理させていただきます。

なお、本日は今年度最終の検討会となりますので、閉会に当たり事務局を代表して松田建築技術・景観担当局長より皆様にご挨拶申し上げます。

事務局： 本日はどうもありがとうございました。平成26年から検討を始め、今年度は沢山の方々にご参加いただき、ご議論いただきました。私どもの不手際が沢山あり、失礼なこともあったかと思っております。大変申し訳なく思っております。

本日のご意見も組み込みながら、まずは「歴史的景観の保全に関する具体的施策（素案）」の“素”の字を取って案をまとめあげたいと思っております。その折にはまた先生方にご意見を伺った上で作っていきたく思っております。

この案をどういう風に制度として作っていくかというのが行政の役割だと思っています。資料2で、条例等との関係性を書かせていただきました。こういう風に条例に起こして1つ1つを見ると、文字しか書いていなくて非常に中身が分かりにくいのですが、この条例の構成・概念には眺望、地域の景観形成、歴史等、色々なレイヤーがあると思います。このレイヤーを景観デザインレビューでつないでいくことを今回新たに提案させていただいております。

緑の計画との関係性はどうなるのかというご指摘もありました。今回はまだ不足しているところで今後のこととなります。この検討会は都市計画局で用意させていただいているので、どうしてもまちづくりが中心に座る形のものになっています。ただこの間の経過の中で、文化財部局とも非常に連携が取れるようになってきました。緑についてもまだまだ不十分ですが、素案にも保存樹・緑地協定のこと等も書かせていただき、具体的に連携が書き込めるようになってきたと思います。

都市整備関係のご意見もいただきました。これについても、例えば都市計画部門の地域地区の用途地域とその場所での賑わい施設をどういう風に考えていくのかといったところも連携できる仕組みを、検討という形ではありますが書き込

むこともできたのではないかと思います。そういう意味ではこれから進んでいく道がだいぶ見えてきたと思いますし、大変心強い「具体的施策（素案）」をまとめることができたと思っています。

来年度はこれを具体的に施策として、条例や各種計画を組み替える手続きに入っていきたいと思っています。その手続きに入っていく前にまず具体的な場所が明示されなければなりません。その具体的な場所について、境内を有する寺社の皆様はもちろんですが、参道に面する方々、その周辺地域の方々とまず対話して、こういうことで進めていくがよいかという確認をした上で、丁寧に進めていきたいと思っています。そのプロセスの中でパブリックコメント、各種の手続き、都市計画手法等がありますので、その際には皆様方にもご助言・ご指導いただけたらと思います。できれば再来年度の早い時期から実施できればと思っておりますので、その点でのお知恵もいただければと思います。

長い間の検討会でしたが、大変ありがとうございました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

座 長： どうもありがとうございました。

3 閉会

司 会： 以上をもちまして、本日の検討会を終了させていただきます。これまで3年間にわたり、誠にありがとうございました。

—了—